

平成24年度

定期監査(第1次)結果報告書

平成24年7月26日

北見市監査委員

平成24年度 第1次定期監査結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、平成24年度北見市監査計画に基づき、次のとおり定めた。

- 企画財政部 I T推進課
- 保健福祉部 介護福祉課
- 農林水産部 農林整備課
- 商工観光部 まちきた大通ビル主幹
- 都市建設部 総務課
- 学校教育部 学校教育課
- 企業局 浄水場・浄化センター

2 監査の期間

平成24年5月18日(金)から平成24年7月17日(火)

3 監査の主眼及び方法

平成23年10月から平成24年3月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づいた事務処理が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、工事、業務委託等に係る契約事務、物品等の管理・保管及び諸帳簿等の整備状況を主たる対象事項として実施した。

4 監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正

に執行されていることが認められたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善の必要がある事項を確認した。

税外の収納関係において、一部数年間に渡り過年度未収金の発生状況がみられる。

滞納の原因をしっかりと捉え、長期の滞納については法的対応の手順を確認していく一方、滞納対象者とは、今後の返済計画について十分な協議を行い、適切な収納事務に努めること。

支出関係にかかる伝票及び関係書類等の事務処理において、単純な誤りなどはかなり改善されてきているが、まだ、一部の部局について、起票日及び決裁区分の誤り、記載内容が不備なものなど財務規則上の整理になっていないものがみられた。

これらについては、いずれも決裁段階での課長・係長における確認作業を行うことで防げる事項と考える。支出関係等の一連の財務事務に関しては、関係法令等を遵守し、適正な事務・事業の執行に努めること。

監査の結果に基づき講じた措置(平成24年10月4日公表)

次のとおり市長及び教育委員会から、平成24年度定期監査(第1次)結果に基づく措置の通知がありました。

平成24年度定期監査(第1次)結果の内容	市長及び教育委員会が講じた措置
<p>○ 税外未収金の収納について</p> <p>税外の収納関係において、一部数年間にわたり過年度未収金の発生状況がみられる。</p> <p>滞納の原因をしっかりと捉え、長期の滞納については法的対応の手順を確認していく一方、滞納対象者とは、今後の返済計画について十分な協議を行い、適切な収納事務に努めること。</p> <p>○ 支出関係に係る事務処理について</p> <p>支出関係にかかる伝票及び関係書類等において、一部部局について、起票日及び決裁区分の誤り、記載内容が不備なものなど財務規則上の整理になっていないものがみられた。</p> <p>支出関係等の一連の財務事務に関しては、関係法令等を遵守し、適正な事務・事業の執行に努めること。</p>	<p>【市長】</p> <p>国営土地改良事業の分担金の収納については、北見市分担金等徴収条例に基づき行っているところであるが、滞納者に対し電話や面談等を行い、返済計画を立てるなど早期の完納に向け適切に対処していく。</p> <p>【教育委員会】</p> <p>未収金については、滞納の原因をしっかりと捉え、返済計画を協議し収納の徹底に努める。</p> <p>また、滞納が発生した場合は、早い段階での対応を行っていく。</p> <p>【市長】</p> <p>平成24年8月6日開催の定例部長会議において、平成24年度第1次定期監査結果について報告し、適正な事務処理を行うよう周知を図ったところであるが、今後財務規則等の研修会をはじめ、あらゆる機会を通じ、事務の徹底を図る。</p> <p>【教育委員会】</p> <p>支出関係に係る伝票等の事務処理については、記載内容に不備のないよう財務規則上の整理を十分に留意しながら、複数の職員でチェックを行い、適正な事務処理を行っていく。</p>